

平成 25 年度 第 1 回練馬区行政評価委員会 要点記録

日 時	平成 25 年 5 月 30 日 (木) : 午後 6 時 30 分 ~ 午後 8 時 50 分		
場 所	区役所本庁舎 5 階庁議室		
出席者	(委員) 委員長 廣野 良吉 副委員長 谷口 敏彦 副委員長 石田 洋子 委員 相澤 愛 市川 庄司 柴田 信之 田中 博 萩野 うたみ 廣田 政一 吉田 美穂子 (敬称略)	(事務局) 企画部長 中村 経営改革担当課長 田邊 経営改革担当係長 斧田 経営改革担当係 遠藤	
欠席者	委員 馬場 さやか (敬称略)		
(次第) 1 委嘱式 (1) 行政評価委員委嘱 (2) 諮問 (3) 区長あいさつ (4) 委員長あいさつ 2 第 1 回練馬区行政評価委員会 (1) 企画部長あいさつ (2) 行政評価委員会副委員長指名 (3) 自己紹介 (4) 議題 1 行政評価委員会の進め方について (案) (5) 議題 2 委員の専門部会への所属決定について (6) 議題 3 会議の公開等について (7) 議題 4 事務事業評価の妥当性評価の考え方について (案) (8) 議題 5 施策評価の妥当性評価の実施について (9) 専門部会開催 (10) 次回開催日について (11) その他 (12) 閉会			

1 委嘱式

- (1) 行政評価委員委嘱
- (2) 諮問
- (3) 区長あいさつ
- (4) 委員長あいさつ

(以上省略)

2 第1回練馬区行政評価委員会

委員長 皆さん方のお手元に式次第があると思いますが、ただいまから本年度第1回の行政評価委員会を開催いたします。

初めに、企画部長さんからご挨拶をよろしく申し上げます。

(企画部長あいさつ(省略))

委員長 ありがとうございます。

次に、副委員長の指名を行いたいと思います。

指名方法について、事務局からご説明を。

事務局 お手元に、資料3といたしまして「練馬区行政評価に関する規則」をご用意していますが、この規則の第12条第3項の規定によりまして、副委員長は委員長が指名する委員をもってこれに充てることとなっています。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

では、規則に従いまして、私から副委員長を指名させていただきます。

まず、第一に、谷口委員、よろしく申し上げます。それから、石田委員、よろしく願います。それでは谷口副委員長、石田副委員長にご挨拶をお願いします。

(谷口副委員長、石田副委員長挨拶(省略))

では次に各委員にも自己紹介をお願いします。資料1の委員名簿に従ってよろしく願います。

(委員自己紹介(省略))

最後に事務局の方からも自己紹介をお願いします。

(事務局自己紹介(省略))

委員長 皆さん方のお手元に、第1回練馬区行政評価委員会議事次第があります。まず、議題1、委員会の進め方についてご検討していただくということで、事務局から案が出ておりますので、ご説明をお願いいたします。

事務局 それでは、資料4 評価委員会の進め方についての案です。

まず、行政評価委員会の役割です。

先ほどの諮問でありましたとおり、記載の三つの諮問事項につきまして、評価・検討の上、区長に提言していただくこと、これが役割です。

検討の方法ですが、(1)と(2)については、二つの専門部会を設けて、評価を行っていただき、(3)の行政評価制度のあり方については、全体会で検討していただくことを考えています。

別紙4-1と表示したA3判の資料。これは練馬区の長期計画における分野別の政策と施策の体系をお示したもので、左の上に、次代を担う子どもの健やかな成長を支える～子ども分野～と書いてあるのを筆頭にいたしまして、以下、右の方へ、健康と福祉分野、区民生活と産業分野、環境とまちづくり分野、左の下の方に、行政運営分野と、五つの分野があります。これら五つの分野を二つに分けて、それぞれ各専門部

会におきまして評価・検討していただくように考えているものです。

資料4にお戻りください。

第一専門部会は、区民生活と産業分野および環境とまちづくり分野をご担当いただきます。

第二専門分野は、子ども分野、健康と福祉分野、そして行政運営分野をご担当いただきたいと思いますと考えているものです。

次に、委員会のスケジュールですが、裏面に来年5月までの大まかなスケジュールをお示ししています。全体会と専門部会に分けて表記しています。

6月中旬から7月中旬にかけて事務事業評価の第三者評価、妥当性評価の事前勉強会を、専門部会の形で開催させていただきます。

それから、後ほど議題4でご説明いたしますが、必要に応じて、専門家への意見聴取の機会を設けることも予定しています。これは、平成23年度の行政評価委員会において、そういう機会を設ける必要があるというご提言をいただいたことを踏まえて、今回このような場を設けようということで、設置を考えているものです。

8月下旬から9月下旬にかけて事務事業評価の妥当性評価の本番を、公開の形で行います。

このときには、それぞれ専門部会ごとに公開で行いますが、評価が終わった後、30分ほどお時間をとっていただいて、来場された区民の方と行政評価委員会の皆様との間で意見交換の場を設定しようと思っております。これについても、平成23年度の行政評価委員会の提言の中でご提言いただいたものを実現しようということです。

続いて、9月に全体会と専門部会を同時開催して、事務事業評価の妥当性評価のまとめを行うとともに、施策評価の妥当性評価の考え方についてご検討いただきたいと思いますと考えています。

以後、記載のとおり、専門部会で施策評価の妥当性評価を行っていただき、1月には委員会として評価のまとめを行っていただく。そして、あわせて提言の検討に移ります。

行政評価の制度のあり方を中心にご検討いただきまして、来年5月に区長へ提言していただくスケジュールで組んでいるものです。

平成23年度の行政評価委員会では、3月までの非常にタイトなスケジュールでしたので、今回は行政評価委員会の設置期間を5月までといたしました。

委員長 今お話の最後にあったように、今回は来年5月までということで、時間的な余裕もできましたので、各専門部会の報告を含めてご審議をよろしくお願いします。

今のご説明について、何かご質問がありましたら、どうぞ。よろしいでしょうか。

(なし)

委員長 では、事務局の案に従って、議題2に入りたいと思います。

専門部会を設置するという事務局からの提案に先ほど皆様方のご同意を得ました。これから各委員の所属を考えていきたいと思っております。

これについても、事務局から案が出ておりますので、説明をお願いします。

事務局 それでは、資料5をお開きください。

第一専門部会、第二専門部会別に委員の皆様のお名前を記載しております。男女構成などを勘案して割り振りをさせていただきました。

公募委員の皆様には、必ずしも第一希望どおりになっていないところもあるかと存じますが、どうかご理解の上、お力をお貸しいただきたく、よろしく願いいたします。

以上です。

委員長 では、この事務局（案）にあるご自分の所属についていかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（なし）

委員長 ありがとうございます。

では、議題3、会議の公開および会議録の公表についてです。

これについても事務局から説明がありますのでお願いします。

事務局 会議の公開については、先ほどの「行政評価に関する規則」第13条の第2項の規定により、行政評価委員会の会議は公開とされています。

ただし、行政評価委員会の決定があったときは、非公開とすることができる旨、規定されています。

委員長 事務局の方から説明がありました。これについて、従来のご経験から、ご意見があるようでしたら、どうぞ。新しく委員になられた方々も、もしご意見があるようでしたら、どうぞ。

（なし）

委員長 では、事務局の提案でよろしいということで、ありがとうございます。

公開する全体会および専門部会は会議録を作成して、公表することになっておりますので、よろしくお願いします。

全体会は公開で、また専門部会のうち事務事業評価の妥当性評価を行う二日間については公開にします。こういう方向でいかがですか。

委員 公開になるのは、どこを見ればわかるのですか。

事務局 平成23年度の行政評価委員会においては、区民の方々をお呼びして公開で行う事務事業評価の妥当性評価の二日間については公開で行い、それ以外の専門部会については、勉強会、もしくはそれを兼ねていることから、非公開とすることで議論が深まると思われるということから、専門部会は非公開で行おうと、この委員会では、そのようにお決めになりました。

今年どうされるかということをご議論いただければと思います。

委員長 平成23年度の行政評価委員会と同様に、今回も行うということで、いかがでしょうかということです。

委員 どこが公開になるか、スケジュールでもう一度教えていただけますか。

事務局 平成23年度と同じ考え方で行うとういうことであれば、先ほどお示ししました資料4の裏面のスケジュール表で、全体会というのは全て公開で行います。

専門部会は第一、第二とも、原則は非公開ですが、8月下旬から9月上旬にかけて、下向きの三角形が1回、1回とあります。これは、横の吹き出しに「事務事業評価の妥当性評価、公開による評価」と書いています。ここだけは公開で行い、そのほかの専門部会は、勉強する場ということも兼ねているということから、議論を深めるために非公開で行うというのが平成23年度のやり方でしたので、今年もそれを踏襲するとなれば非公開になります。

委員 12月に施策評価の妥当性評価をまとめるというのは公開ではない。

事務局 事務事業評価の妥当性評価だけ、公開で行います。

委員 全体会は公開と伺ったと思うのですが、今日も全体会ですよ。

事務局 ここで言う公開というのは、二つのニュアンスがありまして、一つは傍聴等が可能という意味で、今日も、こういう会議がありますということはホームページに公表されていて、傍聴される方は何時までに受付をしてくださいという形でご案内を申し上げているところです。残念ながら今日は傍聴人の方はいらっしゃいませんが、椅子はこちらに用意しております。全体会は全てそうです。

もう一つ、平成23年度に行ったように区民の皆様をお呼びする専門部会は、こちらから「こういうことを行いますので、ぜひおいでください」という形で特別にアナウンスして、来ていただいて行うのを「公開で行う」と申し上げました。

これから始まる専門部会は、夏にやる本番の妥当性評価を除いて、原則的には非公開で行うというのが平成23年度の仕切りでしたので、先ほどのお話ですと、今年も非公開で行うということになったところです。

委員長 ご説明、どうもありがとうございました。ほかによろしいですか。

委員 そうしましたら、会議録の公開というのは、もう少し具体的に、どの会が、どの程度公開になるかというのを教えていただけますか。

事務局 全体会の会議録は全て公開になります。

それから、専門部会の会議録は、いわゆる公開で行う事務事業評価の妥当性評価のみ会議録を公開いたします。

委員長 よろしいでしょうか。

委員 会議録ですが、前は要旨でしたか、逐一、反訳みたいな形で、発言者を特定しているような会議録だったのか、あるいは要旨のみだったのかというのは、どちらでしたでしょうか。

事務局 委員名は出しません。ただ、「委員」とか「委員長」とか「副委員長」という表示をして、可能な限り正確にお伝えするようにしておりますが、文言は整理しています。

ホームページでも今ご覧になれるようになっていますが、会議録は要旨という形で公開しており、完全に、お話になられたとおりの、逐一の採録にはなっていないということです。

委員長 今お話があったとおり、公開、非公開があるわけですが、公開しなくてはいけないというのは全体会になります。専門部会でも、先ほど申しましたようなことはきちんと公開するということです。

公開の場合に、参加している方々の発言を認めるかどうかは議論になってくると思いますので、その点については、後ほど皆様のご意見を聞きたいと思います。

では、議題3についてのご審議ありがとうございました。議題4 事務事業評価の妥当性評価の考え方についてです。この点についても事務局から案が出ておりますので、説明をよろしくお願いします。

事務局 それでは、事務局からご説明いたします。資料6 事務事業評価の妥当性評価の考え方について(案)についてです。

まず、1、妥当性評価を行う事務事業数につきまして、12事務事業としております。

これについては、妥当性等を十分評価していただくためには、時間がかかるということで、かなり絞り込ませていただいて、12事業ということです。

2、事務事業の選定方法です。

これについては、自治事務のうち、人件費を含む総経費が1億円以上の事務事業の中から、専門部会毎に6事業ずつを選定していただくように考えています。

その候補については、別紙6-1が分野ごとの選定対象事務事業の一覧表となっています。

なお、選定に当たっては、分野別に集中して実施してしまいますと評価が偏ってしまいますので、偏らないようなご配慮をお願いできたらと考えています。

3、評価の方法についてです。

次の評価項目ごとに妥当性について、成果指標、総合評価、委託化等の方向性または協働の可能性、事業の方向性ということで、こちらの項目については、平成23年度に行ったときと同様の内容になっています。

評価の5段階評価につきまして、平成23年度のときには3段階評価、あるいは2段階評価ということで行ってきたところですが、提言をいただきまして検討いたしました結果、以下のように5段階評価とさせていただきます。

極めて妥当、妥当、概ね妥当、疑問・情報不足等により判断が困難、妥当性を欠くという5段階になっています。

4、事業の方向性の再評価ということで、3番目の(1)の で、事業の方向性があります。そちらの評価が1だった場合には、総合評価の妥当性と、今年度以降の改革・改善案を鑑みて、再評価を行っていただくということを考えています。その事業を拡大するのか、継続するのか、縮小するのか、廃止するのか、その辺の判断をお願いします。

事務事業評価の妥当性評価の流れについてです。

先ほどご説明したとおり、事前勉強会を専門部会毎に6月中旬から7月中旬にかけて2回開催します。

1回につき、各部会3事業ずつ行う形を考えています。

まず、部課長から5分程度の概要説明。その後、20分程度の質疑応答。そういうことを考えています。

(2) 専門家へのヒアリングということで、平成23年度の提言の中で、そういう機会をとということで提言がありましたので、今回設定しています。各専門部会毎に1回を予定しています。時期は7月下旬から8月上旬と考えています。

ただ、こちらは、時間的な制約がありまして、先ほどの日程表を見ますと、6月中旬から7月中旬までにかけて勉強会、その後すぐにヒアリングということで、かなり設定の時間がないことをご配慮いただけたらと考えています。

もし、専門の担当部課長から再度回答が欲しいということであれば、補足の質疑も応じていこうと考えています。

(3) 事務事業評価の妥当性評価。こちらが公開方式ということで、区報等に募集をかけまして、評価を行っていく会になります。

専門部会毎に8月25日、31日、9月1日のいずれか1日。朝の9時過ぎから夕方4時ぐらまで、妥当性評価を行っていただきます。

内容については、別紙6 - 2に公開方式の流れがついています。

まず、一番最初に、事業説明としまして、区の部課長から事務事業について、5分程度でお話しします。その後、質疑応答、討議ということで、30分程度を設けています。その討議等を踏まえて、評価ということで、5分程度で評価シートに記入していただくことを考えています。

評価シートについては、別紙6 - 3につけてあります。

様式については、基本的に23年度と同等ですが、一番下の評価の欄が、先ほどご説明したとおり5段階評価という形で記載しています。

それから7、平成25年度事務事業評価表として、一番最後のページにつけてあるのが、内部評価として区の所管が記載している評価表になっています。

こちらは、平成23年度の提言の中で、事務事業と施策の結びつきがよくわからないというご指摘もありましたので、そこへ記載欄を設けたり、あるいは裏面の評価のランキングのところで、4段階あるいは5段階評価というような形に変更を加えています。

委員長 では、今、皆さん方のお手元にあるように、今回、事務事業については、経費が1億円以上というものに限定して審議しようという考え方があるのですが、そのことについて皆さん方のお考えはどうでしょうか。なお私の方から新たに提案したい点ですが、1億円以下でも、練馬区として非常に特色のある事務事業でしたら採択して評価をしてみるのもいいのではないかとということです。この点について皆様方のご了承を得れば、そうしたいと思っております。

委員 初めての方に今の質問をしても、わかりにくいのではないかと思うのです。今、配っている表からは絞り込んでしまっていますよね。その辺を説明いただいた方がいいと思います。

委員長 その点について、もう一度、事務局から説明をお願いします。よろしく願います。

事務局 前回はそうだったのですが、行政評価を行って、次の改革・改善に生かしていくことを踏まえまして、皆様の第三者の目から見た評価をしていただくに当たって、余り小さな事業ですと、例えば財政的な効果もなかなか出にくいだろうということもあります。600ございます事業の中から選んでいただくというのは非常に難しいものがありますことから、一つの基準として、私どもとして1億円以上のもの。これは、人件費も含めて1億円以上のものをリストアップさせていただきました。区としては、この中から選んでいただきたいというのが第一義的な希望です。

ただし、委員長がおっしゃられるとおり、特色ある事業だとか、おもしろそうな事業ということで、委員会の皆様が、ぜひこれを評価していきたいということであれば、後ほど、専門部会では1億円以下の事業のリストもご用意していますので、その中から選んでいただくことも可能になります。

委員長 ありがとうございます。ほかにご意見はありますでしょうか。

副委員長 前回のことを記憶していなくて、質問ですが、事業の方向性の再評価のところは、たしか前回は悩んだなと思うのですが、これは上の評価の方法のところの、3の(1)の事業の方向性のところで、みんなが評価して、「1：妥当性を欠く」としたときに再評価をするわけですね。

再評価をするときに、この下の四つから選ぶとなると、妥当性を欠くと言いながら、再評価で「拡大」も選択肢としてあり得るのか。再評価でもこの4段階でしたか。

事務局 内部評価がネガティブ評価だったときに、こちらの委員会がポジティブな「確かにそのとおりだ」となったら、それはそのまま、内部評価が認められたということになります。

ところが、内部評価がネガティブ評価、つまり、うまくいっていないとか縮小すべきだとかというものについて、こちらの委員会が「いや、そうではないのだ」という評価をする場合には逆を出さざるを得ないのではないかと考えます。

副委員長 本評価で「妥当性を欠く」とするのは、内部評価結果が妥当であるかどうかということ。それがポジティブであれ、ネガティブであれ、その事業そのものの妥当性ではないということから、内部評価の結果を踏まえつつ再評価するという趣旨を理解しました。

委員長 では、先ほど私から提案させていただきました、特に1億円以上ではないものでも、事務局にもリストをお願いしてありますので、これはまた専門部会の方でいろいろと検討をお願いいたします。

それから、今の事務事業評価の妥当性評価の考え方についてご質問がありましたが、それ以外に、もし何かほかにありましたら。

委員 質問は、3番の評価の方法の(2)に、5段階評価の説明がありまして、ご説明では、5段階にした方がクリアになってわかりやすいという説明をいただいて、そのとおりだと思うのです。この説明を見ると、5は「極めて妥当(問題なし。優れた工夫あり)」とか、3番は「評価は妥当。表現等工夫が必要」などと載っているのです。このレーティングの基準というのは決まっているものなのか。それとも、今後変更することができるのかなというのが質問です。

なぜそれを思うかというのと、5段階評価というのは、普通は一つの基準に基づいてやらなければいけないので。例えばレストランだったら味について1から5までとか、雰囲気について1から5までとか、サービスについて1から5までとかして、その後、総合評価を出せばわかるのですが、この場合、評価が妥当であったかという基準と、優れた工夫があったとは、別のことであり、表現などの工夫が必要というのは、評価が妥当であるとはまた別のことなので、幾つかの価値観がまじり合って5段階になっているというのは、非常にレーティングが難しいと思います。

この辺を少し考えた方がいいのではないかと思ったので、これは決定された5段階なのかどうかを質問したかったです。

事務局 これは、案として今日お示ししているということ、まずご理解いただきたいと思えます。これではまずいということであれば、この場でご修正いただきたいと思えます。

ただ、今お話にありましたレーティングの話で、異なったことがここに書かれているというのは、確かにそのとおりですが、資料6-4は当区の事務事業評価表。これは今年使っているものですが、この裏面が実際の評価になっています。

今回は内部評価においても5段階評価を行っておりますが、これは当委員会で先ほどお示したレーティングとは違って、効率性とか必要性とかは、一つのマトリックスに基づ

いて考えようという形で、我々内部的に非常に苦労してこういう評価をすることといたしました。

これは今、内部でやっているのですが、その横に評価の理由などが書いています。これまで、例えば効率的か、効率的ではないか。

委員 早くて理解できていないです。6 - 4のどこを見ているのですか。

事務局 裏面が評価欄です。表面は実績欄、裏面で評価するようになっております。

内部評価におきましても、5段階レベル評価を導入することとして今年取り組んでいるところです。

右の方に評価の理由を書くようになっていきます。これまでの5段階評価でないときは、マルかバツか。つまり、良好に進んでいる、進んでいない。効率的だ、効率的でない、そういう評価しかしてこなかったのですが、評価の理由がまったく評価の内容を説明していないというご批判を、平成23年度の行政評価委員会からも受けてきたところです。説明欄が説明になっていないというご批判です。

そういうことで、おっしゃるとおりレーティングが違うというのはわかるのですが、評価そのものはいいけれども、これは説明になっていないのではないかとということもありましたので、そういったことも含めて、行政評価委員会では5段階評価をしていただくよう考えました。

例えば、全体的に、本当に問題がなくて、「いいね」と思ったら大体4がつく。さらに、それに加えて、区民への説明であるとか、とてもわかりやすい工夫があるということであれば、花丸といえますか、5が極めていいというふうにつけられるだろうと。

ただ、「概ね妥当」、評価内容は妥当だけれども、ただこの説明ではいかがなものかと、よくわからないとかということになれば3になってしまうのではないかと、そのように今回考えました。

実は、これらを網羅して数的に5段階で評価する物差しというのは、率直に申し上げて、私ども事務局ではなかなか考えられなかったもので、今回は、いわば文学的な表現になっていますが、これでやっていただくかということで、ご提案を申し上げているところです。

さらにいいものがあるのであれば、ご提案いただきたいと考えています。

委員長 今の説明で大体わかってもらえましたでしょうか。

委員 そうすると、この5段階だと、幾つかの価値観がまじって一つの総合評価をするわけだから、数量的な比較はできなくなるわけですね。

例えば、ある評価に関しては2で、別の事業の評価は3だったから、その2と3を比べて3の方がすぐれているとは一概には言えなくなってしまいますよね。いろいろな要素が交わっている。

あと、逆に、表現は上手だけれども評価は妥当ではないということもあり得ますよね。そういう意味で、私は、評価基準を評価そのものが妥当であったかとか、評価結果の表現は適切であったかというように分けるべきだと思いますが。それぞれを5段階でやって、最後に総合評価をする。

委員長 私の方からいいですか。事務局から、いろいろと説明をいただきましたけれども。

委員 いろいろわからないのです。聞いているだけなので。

委員長 結構です。いろいろコメント、ご質問があったらどんどんいただきたいと思います。

ただ、事務局の方で今そういう説明がありました。基本的には皆さん方のお手元の6 - 4の裏ページですが、評価項目そのものは、成果、効率性、必要性、総合評価という格好で決まっており、あらゆる事務事業について、同じ評価項目で評価するという事です。内部評価も今回は5段階で評価していただきたいという事です。

基本的には、この評価項目に従ってそれぞれ評価するという中で、昨年と同様に、今回も5段階という形をとりたいと考えています。5段階ということになると、ここにありますように、「極めて妥当」とか「妥当」、「概ね妥当」あるいは「疑問・情報」、「妥当性を欠く」というようになるわけですが、次欄の「優れた工夫あり」とか「表現工夫が必要である」というのは、先ほど事務局から説明がありました。この評価項目によって、それぞれきちんと評価する中で、こんなコメントをつけることが内部評価に適しているという事です。

これは、あくまでも区役所内での内部評価の中でしていることです。

これは、あくまでも内部評価の中でやっています。

委員 今の委員長のお話は、半分わかって半分違うところがあるのですけれども。

事務局 今申し上げているのは資料6 - 4のところ、ここは所管部課が書き込むページです。ここにいろいろなことを書き込んでくるのです。この書き込んでくるうち、この表の中から四つのポイントを引っ張り出して評価してくださいというのが6 - 3の表になるのです。

先生方に評価していただくのは、6 - 3に数字を入れていただくわけです。

1番、成果指標。

成果指標というのは何かというと、所管課が書いてくるこのところに、成果指標が文字で書かれてくるのです。これを物差しとして私たちは設定しましたというふうに、所管課が書いてきます。その成果指標が、5段階評価で見て、それが妥当な物差しだね。いや、問題がないよ。いや、これは妥当性を欠く物差しの設定ではありませんかということ、それぞれ、先生方がここに評価していただくという、そういうことでやっていただくという意味です。

2番の総合評価のところにも書き込まなければいけない。

それはどこを見るかということ、この所管課が書いてくるペーパーの裏の中ほどに総合評価という欄があります。そこに、所管課が自分たちで、この事業は極めて良好に進んでいる。A AからDまで判定していきます。所管が自分たちで書き込むのです。その判定が、果たして妥当かどうかということ、先生方に、この総合評価の欄に5段階で書き込んでいただく。

委託化の方向性、協働の方向性というのは、この表でいう下の方に、委託化と協働の方向性を文字で書いてくるのです。その書きぶりが、果たして区民の目から見てわかりやすい設定になっているのかということについて評価をいただく。

一番最後に、事業の方向性という欄があります。

所管課はこれを「拡大したい」から「もう完了したい」というまでの、AからFまでの

ランクがあります。その所管課の判定に対して、私たちはこう判断しますよと。それは5段階で評価しますと。「いい」か「悪い」か「妥当性を欠く」かと。ここに、それぞれ5段階で番号を入れていただきたいということをお願いしているのです。

委員 よくわかりました。

一つ、僕の質問は、要するに5段階評価に幾つかの価値観がまじり合っているのだからということを知りたかったのですが。

基本的には、指標が妥当であるかどうかを判断するわけですね。それ以外、指標は妥当であるという観点と、それに対する表現が適切かというのは別のことだと思うので、その別のことは、委員長がおっしゃったように、コメントみたいな形で書くのがよろしいかとは思いますが、今ここで提案された5段階だと、指標が妥当かということに関する価値判断と、表現とか工夫という別のものがまじり合っていて、変えた方がいいのではないかと。

副委員長 ただ、指標だけを見るわけではなくて、1回やってみるとわかりますが、いろいろな指標を設定してこられますが、これは上位目標や下位の目標に対する指標と違うのではないかとということもわかってくるので、それで妥当かどうかというのを確認するわけです。

ここに書かれたレーティング5段階に括弧の中の説明を書いていたことで、誤解も生むかもしれないので、シンプルにしていいと思います。例えば、上は「妥当性が非常に高い」、次は「妥当性は高い」、真ん中は「概ね妥当」もしくは「普通」可もなく不可もなくで、次が「妥当性がやや低い」で、一番最後が「妥当性は低い」ぐらいで、括弧の中はなしにしてはいかがでしょう。括弧の中に書かれてあることは、今、ご説明があった評価シートのところ、例えば、成果指標を見るときの評価の視点に大分説明が書いてあるので、そちらによることとして、5段階はシンプルにした方がいいと思います。

括弧があると、委員がおっしゃるように、何か書きぶりがいいと妥当性もいいのかみたいな、別の視点も入ってくるなという誤解を受けやすいと思います。

委員 評価学会の、評価講座で、その辺はきちんと、レーティングをするときは価値観を交えるなと教わりましたので、その辺に従って。

副委員長 評価者の中で価値観について合意をすることは必要ですね。

委員長 委員、どうぞ。

委員 今の質問に対する答えですが、個別に成果とか効率性というのは、個別の縦のいわゆる評価というのがあるわけです。それを深めた形で総合評価というわけですから、総合というのは、それを見てどういうふうに判断するかというので、確かにおっしゃるように、はっきり数字に分けて何分の何が何々と出にくいところがあるのです。

これは何も、この評価に限らず、どの分野のいろんなプロジェクトの評価もみんなそうだと思うのです。だから、これは、それを補うために個々のものの評価というのは付随して出てくるというふうに私は判断しています。

委員 それは、よくわかります。

委員 だから、この総合評価というのは、こういう形でもいいのではないかとこのように考えています。

委員 わかりました。全体像を理解しないで質問していたのでしたら申しわけございま

せんが、今の副委員長の説明はよくわかりました。

あと、個別の総合評価項目があって、全体総合評価があるというのもよくわかりましたが、今、見せていただいたこの評価項目は、事業評価の評価項目ですよ。我々がやるのは事業評価ではなくて、事業評価の評価ですから、それについての評価項目は、この5段階だけですかということをもう一つ聞きたいのですが。

事務局 それを5段階で評価していただくということです。

資料6 - 3にありましたとおり、四つの評価項目について5段階で評価していただくということです。

委員 6 - 3の評価シートの四つを私たちが評価するわけですね。

1の成果指標というのは、そのものの評価になっているような気がして、異質なのかなという気はします。2、3、4は、それぞれ行政が評価されたものを評価するという観点だと思うのですが、成果指標はどうかというの、少し違うのかなというところがあるのかなというのが一点です。

設けた成果指標自体を行政が評価したというふうに理解するのか、成果指標を設定したものを、行政が、これはいい成果指標だったとか、そういう評価をここに書かれるということですか。

ただ「物差し」とだけ書いてあるので、成果指標がただ載ってくるだけだと思うのです。その評価指標を設定したことを行政内部がどう評価するのかというのがあって、それを評価するという事ではないのです。

事務局 成果指標が、成果が上がっているかどうかをはかる物差しなわけですから、それは非常に重要なわけです。

我々で内部評価をするによって設定した成果指標が、それが妥当なのかどうかを評価していただく。これについては、そのようにお願いしたいと思います。

先ほど副委員長からお話がありました件ですが、私どもは、評価の5段階で括弧書きで、いろいろとコメントしていますが、これをなぜ入れたかと言いますと、「極めて妥当」と「妥当」と「概ね妥当」の差は一体何なんだということが、私たち内部的にも難しく、仮に括弧書きなしでご提示したときに、これはどう違うのかと言われたら、私たちは、内容的にはこういう違いというふうに考えていますという意味で、ここに表示いたしました。

ただ、これがあるがために、むしろ評価しにくいということで、先ほどそういうご指摘をいただきましたので、副委員長のご指摘のとおり修正させていただきたいと思います。

委員長 これは、こういうようなことを入れますと、先ほど副委員長がおっしゃったようなことになってしまうのです。妥当であるかどうかは課題ですから、それ以外のいろいろなことを入れていきますと、かえって混乱しますので、混乱を避けるために、そこは考え直して欲しいということです。

それから、評価の中で、あることが妥当であるかどうかというのは、これは評価委員によって変わってくるのは当然です。ある人は「極めて妥当」だと思うし、ある人はとんでもないという考え方を持つかもしれません。これは、評価する方自身の、自分の経験とか視点とか、いろんなことが影響してきます。

評価の妥当性について見るときに、皆さん方個々人の間で大いに議論してもらい、議論した結果については専門部会できちんとまとめてもらわなくてははいけません。それは専門

部会の部会長さんが責任を持ってしてくださいますので、個々の皆さん方にとっては、ぜひ自由に発言していただくということが重要だと思います。ぜひその点はよろしく願います。

副委員長 確認をしたいのですが、事業の方向性の再評価という項目が設けられていますが、この中で、これは金額ベースをいうのでしょうか。

なぜその質問をするかという、継続、現行どおり事業を実施するとあります。この言葉、「現行どおり」というのが金額以上のものを含んでいるものですから、確認したいと思います。

例えば、金額はこの程度だろうと思って、もう少しこのあたりといったときには、どちらに動くのかということですけども。

事務局 方向性が、区の方で、拡大なのか継続なのか縮小なのか廃止なのかという形で、内部の評価をする。それが、例えば継続だとしたら、今の形で継続する。ただ、各年度の金額ベースというのは、予算の増減というのはあるものですから、厳格にそういったことまで見るのではなくて、今のやり方で継続するというふうに捉えるべきだというふうに考えます。

その継続というのが、行政評価委員会において妥当でないと判断されるのであれば、では、それはもっと拡大すべきなのか、縮小すべきなのかというのを再評価していただくというふうをお願いしたいところです。

副委員長 前も随分議論があったのですが、金額ベースでとられる場合が、結構頭の中になっていて、拡大だと、もっと金を出せとなるような感じであったものですから、混乱があったので。金額ベースではなくて、その事業の方向性だということであれば、そういう評価ができると思います。

事務局 ただ、これは事業によって捉え方が違ってくるのではないのでしょうか。金額が大切なもの。例えば補助金のようなものは単価を上げる下げるが重要になってきますし、そうでない事業は、金額そのものに余り意味がない、あるいは大きな意味を持たせること自体が、おかしなものということもあります。

これは事業によって、評価する対象によって違ってくるのではないかと思います。

事務局 補足でよろしいですか。

基本的に、対象が増えたとか、対象の方が減ったから予算が下がった、上がったというのは、これは当然増なり、当然減という話なので、そういうもので予算が上がった、下がったが、拡大だとかということにはならないだろうというふうに思っております。

要は、施策のレベルを基本的には今と同じ状態で継続しますよというのが、ここでいうところの継続だということだと思っております。

副委員長がおっしゃられたように、プラス付加したもので充実を図るということであれば、これは拡大ということになりますし、今までと何ら基本的には変わっていないというものであれば、予算の増減にかかわらず継続だというふうにお考えいただいた方がわかりやすいのではないかと。

副委員長 よくわかったつもりですけども、一ついろいろな事業を進めるときに、PDCAサイクルとか、あるいはPSCとか、そういう話がありますが、この現行どおりというものを私どもが再評価したときに、本当にそういうサイクルが動くような形になって

いくのかどうか危惧するものですから、こんな質問をしているのです。

事務局 部会でもう少しご議論いただいきたいということで、私どもが今、明確にそれに対するお答えが、「こうです、ああです」ということは申し上げられません。

所管課は、今、私が申し上げたような形でチェックを入れてくるはずですので、それに対してヒアリングをしていただいた上で、それは充実部分があるのではないかとか、あるいは違うレベルになっているのではないかという部分を、ご指摘、アドバイスをいただければよろしいのかなというふうに思います。

委員 一点だけ教えてください。

評価方法の中で、評価項目として1、2、3、4とあるのですが、総合評価が2番目に出ています。成果指標、それから総合評価、委託等、事業の方向性と、四つの形になっております。

私は、成果の関係、委託の関係、それから事業の方向性、こういうものを全部ひっくめて総合評価という形で一番最後にするのではないかと考えているのですが、評価の視点を見ますと、そここのところは内容が違うような感じがするのですけれども。

いわゆる私が考えている、全部ひっくめて、全てのものを見た上で総合評価するというものなのか。それとも、ここの総合評価というのは、まさに成果と効率性、必要性を踏まえた妥当な評価、これに絞った総合評価なのか。そここのところがわからないのですけれども、教えてください。

事務局 資料の、先ほどから話に出ています6 - 4の裏面をごらんいただきたいのですが、内部の評価をするに当たって、この事業は成果が出ているのかどうかとか、あるいは効率性はどうか、あるいは、この事業そのものの必要性はどうかということをはひっくめて、この事業の総合評価を行うというのが、ここで言っている総合評価であって、行政評価委員会で評価していただく総合評価というの、ここの総合評価の内部評価がどうかということをご評価いただくという形です。

今後の改革・改善の方向とか何とかというのは下の方に出しておりますので、その中で、委託の方向性とかそういったことも出ていますので、そういったことはまた別途評価していただくということです。

副委員長 今のことに関連してですが、一般的に評価をするときは、評価対象の事業を通して成果が上がったかとか、効率的に行われたか、指標は達成されたかと、このあたりが重要で、それらの視点からの評価結果と、各評価の結果に基づいた総合評価の結果が、まず評価シートに書かれています。

その総合評価した結果を踏まえて、では、今後この事業はどうしていくのだと。あるいは今後の教訓を得るためにどんないいところがあったのかというようなところが、検討されます。そういうところが、今、言われた6 - 4の裏面の総合評価の後に書かれています。この評価の視点の3番目と4番目というのは、要は、総合評価の結果を踏まえて書かれているところなのです。

まずは目標設定だとか指標設定が妥当であったか。彼らはきちんと妥当にやっているのかをまず見て、それに基づいて、さっき言った何個かのポイントからやられた総合評価が正しいのかを2番で見て、我々が妥当かどうかを見て、そこから引き出されたレッスンみたいなものが妥当で、今後いい方向に持っていこうと、いいからやろうと言っている彼ら

の判断は妥当かという、この四つはステップを踏まれていると思うのです。

それで、それぞれのステップが妥当になされているかどうかを私たちは見ていくというふうに考えてやってみていただくとわかりやすいかなと思います。

だんだん思い出してきているのですが、の委託化の方向性と協働の可能性というのは、結構これは情報がなくて、我々としては逆によく知らなかったのが、皆さんが質問するときに聞いておかないと、評価だけでは、要はアウトソーシングするとか、そういう話なので重要なことですが、なかなかこの表からくみ取るのが難しかったのを思い出しました。

委員長 今までの議論を踏まえた上で、今度は専門部会で議論すべき点がありましたら、どうぞ取り上げてください。

それでは、施策評価について、事務局の説明をよろしくお願いします。

事務局 先ほど、議論いただいたのは事務事業の評価の方で、資料7に施策評価の方の妥当性の評価について、ペーパーをまとめてありますので、そちらのご説明をいたします。

まず、施策については77施策ありますが、そのうちの24施策について行っていただこうと考えています。

選定方法については、平成23年度に施策評価の第三者評価をやったものを除いて、専門部会毎に12施策ごとを選定していただこうということで、2枚目に別紙7-1をつけています。こちらの方に53の施策が掲載してありますので、こちらからお選びください。また、選定に当たっては分野別ごとの選定数が偏らないようにご配慮をお願いいたします。

それで、25年度の内部評価の評価表については3枚目につけています。こちらも5段階評価という形で、今年についてはやらせていただくような形で考えています。

それと、4番目の施策・事務事業の体系図の導入ということですが、23年度も行政評価委員会の提言において、施策と事務事業評価の関係性がよくわからないというご指摘を随分いただいたもので、今回は体系図という形で案をお示ししております。

一番後についているA3をとじてあるもので、別紙の7-3です。事務事業名から施策の目的まで、その体系を表したものです。こちらについて、今年度については試行ということでやらせていただこうと考えています。

対象としては、施策の評価の対象になった施策のみを作っていこうと考えていますので、まず、どの施策を対象にするのか選んでいただいて、選ばれた部署に、こちらの体系図を作るように指示していこうと考えています。

ということで、今回決めていただきたいのは、どの施策を選ぶのか。選ばれた施策について、この7-3を作っていくということを考えています。

ですから、先ほどの事務事業のように評価の内容については、提案はしていません。それについては、9月の全体会において再度ご提案しようと考えています。

今日については24施策を選ぶということをやっていただけたらと考えています。

委員長 区長さんから我々に対するお願いも、区が行った施策評価の結果の妥当性についてということですが、最後の別紙7-3は、平成23年度の行政評価委員会で、施策と事務事業のつながりがどうなっているのかという指摘が多かったものですから、今回この資料を入れてもらうことにしました。

特にこの点について、皆さん方もご異論がなければ専門部会に入りたいと思います。よろしいでしょうか。

(なし)

委員長 では、早速これから専門部会で議論をお願いいたします。

終わりましたら、再び全体会を開催します。

(専門部会開催)

委員長 それぞれの部会で評価する事務事業が決まったようです。いろいろご審議ありがとうございました。

では、それぞれの各部会長さんから対象事業の選定結果について発表していただきます。

副委員長 それでは、第一専門部会ですが、「区民生活と産業分野」で選ぶのが「地域集会所維持運営事務」「商店街振興事業(活性化支援)」「防災関係事務」。

それから、「環境とまちづくり分野」ですが、「開発および相隣調整事務」「地域まちづくり推進事務(大泉学園駅)」「交通施設整備計画推進事務(みどりバス事業)」です。

次に施策評価ですが、「321 練馬区の特徴的な産業を支援する」「324 消費者の自立を支援する」「325 都市農地を保全し都市農業を支援する」「327 まち歩き観光を推進する」「334 文化財を保存・活用・継承する」「341 犯罪等に対する態勢を強化する」「412 みどりを愛しはぐくむ活動を広げる」「425 リサイクルを進める」「432 まちの美化を進める」「453 災害に強い都市をつくる」「461 公共交通を充実する」「473 だれもが安心して暮らせる住まいづくりを促進する」ということです。

委員長 どうもありがとうございました。

では、第二専門部会の方からお願いします。どうぞ。

副委員長 第二専門部会の報告をいたします。

まずは、「子ども分野」からは3件選んでおります。「認証保育所事務」「学校応援団・開放等事業」「学校給食維持運営事務」。

次が、「健康と福祉分野」になります。こちらは、一つが高齢者の方で、「高齢者福祉施設等助成事務」。それから「自立支援給付事務・自立支援負担軽減事務」になります。

「行政運営分野」ですが、「電算システム運用事務(住民情報システム等運用事務)」、以上6件を選んでいきます。

施策の方ですが、「子ども分野」からは4件。「113 学齢期の子どもの成長を支える」「121 地域の特色を活かした教育を推進する」「125 児童・生徒の健やかな体の成長を促す」「132 家庭・学校・地域で連携して青少年の健全育成を推進する」。

「健康と福祉分野」は6つ選んでいます。「211 健康づくりを支援する」「232 保健福祉の総合支援体制を確立する」「233 保健福祉サービスの利用を支援する」「243 要支援・要介護高齢者を支援する」「244 高齢者の生活基盤づくりを支援する」「261 生活の安定に向けた自立支援を行う」。

「行政運営分野」は「511 参加と連携による開かれた行政を進める」「515 基礎的な住民サービスを効率的に提供する」。

以上、12施策になります。

委員長 そういうことで、第一専門部会、第二専門部会、それぞれ選んだものに従って、これから専門部会でやっていただきたいと思います。ありがとうございました。

それから、次回の開催日ですが、次回の部会と全体会の開催日程を決めたいと思います。事務局の方から、調整結果についてお話し下さい。

事務局 それでは、次回の専門部会等の日程について、調査結果をご報告いたします。

まず、第一専門部会です。6月28日（金）、7月11日（木）、これが勉強会の日程になっています。また、8月31日（土）が公開の妥当性評価の日になっています。

次に、第二専門部会です。7月22日（月）、23日（火）。そして、妥当性評価の日が、9月1日（日）となっています。

こちらまでは各部会とも、皆さん参加できるということで大体決まっていますが、9月の全体会の日、全ての委員の方が出られる日がございません。一番出席率が高いのが、9月9日（月）。その次に、10日（火）がお二人の方。こちらが、お二人出席できないということです。あと、同じように二日、お二人の方が出られないのが、9月19日、木曜日。

一番出席者が多いのが、9月9日（月）という日程になります。

それで、できましたら、9月9日（月）ということで、決めさせていただけたらというふうに。

委員 調整します。

事務局 申しわけありません。

委員長 今、発表がありましたとおり、第一専門部会、第二専門部会のそれぞれの会合の日が設定されました。それから、全体会も9月9日ということで、よろしく願いいたします。

そういうことで、特にこの点で議論する必要はないと思いますので、次にいきます。

その他ですが、最後に各委員から何かございましたら、あるいは事務局からございましたら、よろしく願いします。

事務局 事務局からご報告がございます。

今回、行政評価委員会委員の皆様の公募を行いましたところ、応募書類を添付した電子メール1通が私どもの手元に届いていなかったということが、ごく最近判明いたしました。

区には、年間で1,000万件を超える電子メールが届いておりまして、そのうちの950万件がスパムメール、いわゆる迷惑メールだと考えられております。そのために、区では迷惑メールを排除するための対策装置を入れております。

今回は、応募された方のメールが、なぜか、この迷惑メール対策装置で、迷惑メールとして自動的に判定されてしまった結果、私どもの手元に届かなかった。これが原因でございました。

同様に、その電子メールが届かない事例が、ほかの部署であと何件か報告されておりまして、今後このようなことが起こらないように、区の迷惑メール対策の設定を変更したところです。

いずれにいたしましても、応募された区民の方には大変ご迷惑をおかけし、おわび申し上げる次第でございます。

委員長 そういうことは、時々起こり得ますので、これからぜひ注意をお願いしたい。

それから、一つ忘れましたが、先ほどから議論になっている中で、専門部会で1億円未満のもので、もし何かやってみたいものがありましたら、これはそれぞれの専門部会で議論する中で決めていただきたいので、よろしく願いいたします。

では、特になければ、これで本日は閉会といたします。どうもありがとうございました。